

平成 30 年度 第 2 回 南島原市入札監視委員会 概要報告書

開催日時	平成 31 年 1 月 22 日（火）午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3 階 大会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 市道野呂志線道路改良工事 市道下坂下線整備工事(2) 木之崎管渠工事（口 1056） 下水道工事（木之崎）に伴う布設替工事(3) 加津佐町路木地区耐震性貯水槽設置工事(4) 市道新切八重坂線道路改良工事 市道上見岳線道路改良工事(5) 西ノ平地区道路復旧工事(6) 小林小学校保健室等間仕切改修工事(7) 世界遺産関連施設測量設計業務委託 <p>3. 質疑案件</p> <ul style="list-style-type: none">(1) No.89（布津漁港農山漁村交付金工事（その 2）） の落札者は従前の方法では失格となっていると思われる が、変更方法をどう評価しているか。(2) No.7（西有家小学校空調整備工事）～No.11（有馬小学 校空調整備工事）は類似工事か？ 入札の進め方を伺いたい。(3) 建築工事で不落が多く見受けられるが原因として 考えられるのは？ <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>

出席者 (委員)	委員長	梅本 義信	委員	中村 良治
	委員	本田 博徳	委員	岩本 公明
(南島原市)	副市長	山口 周一		
	総務部長	渡部 博		
	総務部	管財契約課 (事務局)		
		課長	山崎 繁光	
		契約班長	隈部 修司	
		契約班	敷島 和章	
		総務課		
		防災交通班長	林田 昭義	
		防災交通班	近藤 慎介	
	企画振興部	商工観光課		
		課長	山口 篤弘	
		観光振興班	門畑 圭一	
	農林水産部	農村整備課		
		農地防災班	下田 猛	
		農地防災班	山下 秀顕	
	建設部	建設課		
	課長	柘植 善和		
	建設改良班長	末吉 和友		
	維持防災班長	濱田 秀人		
水道部	上水道課			
	課長	加納 孝		
	企画整備班長	河合 金吾		
	下水道課			
	課長	松尾 周介		
	整備管理班長	田口 吾		
教育委員会	教育総務課			
	課長	山崎 康德		
	施設管理班	竹市 幸成		

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>(1) 市道野呂志線道路改良工事 市道下坂下線整備工事</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道野呂志線道路改良工事と市道下坂下線整備工事は、入札参加者 16 業者で、いずれも同一業者であるところ。落札業者を除き、他の業者全てが失格となり、両案件とも同一業者のみが落札し、不自然となっている。 	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の対象期間におけるBランク対象工事は 18 件あったが、そのうち 5 件については今回の入札を含め、全くの同一業者が参加しており、16 者入札というのは最多数である。 ・また、本工事は土木一式工事として積算・発注しているが、土木一式工事については、積算基準及び積算方法等について統一的なものであるため、発注者側の積算と応札者側の積算における差は、ほとんど出ることはない状況にある。 ・一方、入札参加者が多い工事については、一般的な道路改良工事が多く、各業者とも積極的な応札金額であるが故に失格率が高くなる傾向にある。 ・応札者のほとんどが失格となった理由として考えられるのは、ランダム係数が 1.0041 と高い係数が出たことで、最低制限価格が高めの価格設定となったことから、結果として最低制限価格の最高ライン 1.005 付近を予想した業者が落札し、結果的に失格者が多数となったと思われる。 ・市道下坂下線整備工事についても、ランダム係数が 1.0039 と高い係数が出ているため、同じような状況と思われ、たまたま同一業者が落札業者となったものと考えている。

(2) 木之崎管渠工事（口 1056）

下水道工事（木之崎）に伴う布設替工事

（抽出理由）

- ・木之崎管渠工事（口 1056）と下水道工事（木之崎）に伴う布設替工事は、種別は異なるが同一箇所と思われる。両工事とも参加者数が2者と4者と少ない原因は。

（委員）

- ・もともと下水道工事業者が少ないのであれば、（対象）範囲をもっと広げて入札を行うべきではないか。
入札の結果を見ると、落札者以外は「超過」であるため、競争性が無いように思われる。
「技術者が少ない」などの理由により、参加が少数であると見込まれる場合は、範囲を広げると、競争性が生まれるのではないかと考える。

（事務局）

- ・当該2件の工事については、同一箇所の工事である。
ただし、管渠工事は「土木一式工事」、布設替工事は「水道施設工事」であり、それぞれの工種が異なっているため、別発注としている。
- ・これまでも同様の入札を行っているが、いずれも入札参加者が少ない状況であった。また、応札が無いため中止した案件もあり、その際は対象業者の範囲を広げ、再入札、再々入札を経て、ようやく契約に至った案件もある。
- ・この（積極的な応札がない）原因については、管渠工事（下水道工事）の技術的な問題と同一現場であることが原因ではないかと考えている。
- ・南島原市内においては、下水道の専門業者が少なく、技術者数も限られているため、参加可能業者が限られる。
加えて、2つの工事を別々の業者が受注した際には、工程や現場管理など、多くの調整が必要となることなどから、積極的な応札が見込まれない状況が続いている。

（事務局）

- ・基本的に「市内優先」ということで、実施しているため、どうしても業者が限られてくるのが現状にある。
発注者としては、市内業者に実施していただきたいという思いがあるが、ご意見を参考に、今後の課題として考えていきたい。

- ・同一箇所であるという問題については、今回はたまたま同一業者が落札しているが、本来別発注であるならば、いずれの業者が落札しても公平な積算ではならなければならない。

工事調整に手間がかかるとするならば、それ相応の経費を計上すべきである。そして、同一業者が落札した場合は、その経費を外す等行うべきではないか。

いずれの業者が落札してもいいような備えが必要であると思われる。

- ・発注する場合、他工事（業者）との調整が必要であると考えられる場合、相応の経費を計上しなければ、不公平になる恐れがあるため注意が必要。

- ・同一業者ばかりであると、(全体的な)技術力も向上しないし、競争性が薄れていく懸念がある。

- ・一般競争入札であるため、参加対象範囲を広げた場合、制限のかけ方を工夫するなどして、実施していただきたい。

(3) 加津佐町路木地区耐震性貯水槽設置工事

(抽出理由)

- ・最低制限のランダム係数が高いことが要因と思われませんが、8/9が失格となり、落札者のみが他とかけ離れた入札額で、率も98.8%となっている。何か不自然であり、説明願いたい。

- ・承知した。

(事務局)

- ・耐震性貯水槽工事については、積極的な応札が見込まれる工事で、今回も10者中9者が応札している。

また、この案件を含め、同じ日に、別の地域(西有家地区)の耐震性貯水槽工事を類似工事として入札を行ったが、この案件についても同一業者が応札している。

- ・当日の状況について

類似工事については金額が高い順に開札を行うため、はじめに西有家町の案件を開札したが、全者失格により不落となった。
(ランダム係数 1.0049)

<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランダム係数が高かったということが大きな理由というのは理解しているが、類似工事という観点からなのか、(他社と比べ)入札金額が大きく異なっていることから抽出した。 ・各者同様の積算を行っていると思うが、1者のみ大きくかけ離れていることから、積算方法や金額設定について疑問を感じた。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査順位2で抽出したように、落札者以外は「超過」である場合など、疑念を持たれるような入札結果とならないよう、制度についても注意していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次に今回の案件を開札したが、この案件においてもランダム係数が高かったため(1.0039)9者のうち8者が失格となった。 ・落札した1者が高い落札率となった原因については、推測ではあるが、「類似工事であること」が考えられる。 1件落札した場合、2件目以上は予定価格に近い金額で応札される場合があり、今回についても、同様の判断をされた可能性がある。 ・類似工事の場合、開札順位の早い入札において落札者となった者は、以降の落札者とはなり得ないが、有効入札者が当該業者以外に無い場合、その者を落札者とすることができる。 つまり、仮に、当日の1件目の案件(西有家町分)を当該業者が落札した場合であっても、この案件も受注可能となる。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回(類似工事2)の落札業者については、1件目(類似工事1)工事の落札を目指したものと考えている。 そのため、2件目については、今回の応札金額に設定されたのではないかと推察している。 ・このような入札結果については、他の工事入札においても、見られる状況である。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承知した。
---	---

(4) 市道新切八重坂線道路改良工事

市道上見岳線道路改良工事

(抽出理由)

- ・参加者数も多いが失格数も多く、(失格率が)市道新切八重坂線道路改良工事は61%、市道上見岳線道路改良工事は71.4%となっている。何故ですか。

(事務局)

- ・審査順位1と同様に、両工事は土木一式工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものであるため、発注者側と応札者側における差は、ほとんど出ない状況である。
- ・このような中で、失格率が高率になった理由として考えられるのは、市道新切八重坂線のランダム係数が1.0022、市道上見岳線ランダム係数が1.0031と高めの係数が出たことで、多数の業者がランダム係数ぎりぎりのラインを予想して応札した結果、失格者が多数となったものと考えている。

(5) 西ノ平地区道路復旧工事

(抽出理由)

- ・第1回目不落で、第2回目に設計変更・参加者増をしたが3者が辞退で、落札率98.7%の高率となっている。設計変更、現地の状況を説明願いたい。

(担当課)

- ・本工事については、法面の道路復旧工事であり、モルタル吹付や単管パイプによる支持杭設置などを行う工法であるため、初回の入札においては技術的にも費用的にも積極的な応札につながるものではなかったと考えている。
- ・設計変更の内容については、当初、山側の法面整形及び根石で計画していたものを、地元と再協議のうえ、現況の2mを確保しつつ畑側へ拡幅する計画で設計内容の見直しを行った。
- ・現場状況については、重機の搬入路も狭く、法面であることなどから現場条件が悪い箇所であると思われる。設計内容を見直し、約90万円程度の増額設計となったものの、再入札に応札があった4者の金額はいずれも予定価格に近い(高い金額)ものであったことから、今回の入札が厳しい条件であったものだったと再認識している。

<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的に困難な工事であったということか。 	<p>(担当課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊工法とまでは言えないが、経費の面で厳しいものではなかったかと考えている。 ・また、当初法面ブロックを定着させるため、単管パイプの設置を予定していたが、協議により設置しない工法へ変更した。これにより、重機の搬入が不要になり、軽易な工法へ変更が可能となった。
<p>(6) 小林小学校保健室等間仕切改修工事</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目入札は参加者数3者中、超過1者、失格2者。 2回目入札は参加者数4者全者が失格となっている。不落の原因は？ 	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>1回目の状況について</u> 指名を7業者していたが、3者が辞退し、1者が不参加。 辞退理由としては、「技術者不足のため」、「人材確保が困難なため」及び「手持ち工事が多いため」という理由で、応札は3者にとどまった。 ・応札した3者のうち1者は、わずかな金額で予定価格に届かず超過、その他の2者については最低制限価格を下回ったことにより失格となっている。しかしながら、応札金額から勘案すると、各業者とも、受注意欲はあったものとして判断している。 ・<u>2回目の状況について</u> 設計内容について単価更正と、仮設工事のトラッククレーンの使用日数を1日から0.5日に変更し、指名業者も一部替えて行ったが、全者失格という結果であった。 ・なお、1回目の入札時に提出された工事費内訳書の結果を検証したところ、見積単価を公表しているにもかかわらず直接工事費に開きがあった業者が1者、諸経費に開きがある業者が2者であった。2回目の入札においては、直接工事費に開きがあった業者が2者、諸経費に開きがあった業者が2者あった。

<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積もられた方（応札者）が何を基準にされたのか。自分が施工可能である金額ということであれば、それで良いとは考えている。 これに対し、発注者側の見積もり方法はどうか。説明は十分であったかという思いがある。 ・直接工事費の積み上げ方や適正な金額範囲など、南島原市の制度について十分な理解がなされていたのか。 意欲のある業者が、制度等の理解不足により「失格」となるのはもったいないと思う。 <p>入札の制度について、丁寧な説明をお願いし、不落防止に努めていただきたい。</p> <p>(7) 世界遺産関連施設測量設計業務委託</p> <p>(抽出理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加数 9、失格数 7となったのは何故ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直接工事費については、刊行本や積算基準書等で積算しており、見積単価については公表しているため、本来であれば積算に大きな差が生じることはないはずだが、諸経費については、入札参加者の積算に関する取扱いに差違が生じ、不落となったものと考えている。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札業者においては、理解された業者の方ばかりであるととらえている。 ・建築工事等については、金額に開きがあるものが散見されるが、以前に比べ、改善傾向にある。 対象業者によっては、説明が必要な場合があると理解した。 <p>(担当課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務は、世界遺産関連施設整備に係る「建築設計」と「土木設計（測量・地質調査含む）」を一体的に行う業務として発注した。 ・失格数7者のうち、応札金額が50%前後で失格となった5者については、「建築設計」と「土木設計」を合算した額で入札しなければならないところを、仕様書の取扱いに認識の相違によるものなのか、いずれか一方の積算に基づき入札されたため、最低制限価格を大幅に下回ったものと推察している。
---	---

<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低（入札）金額と最高金額があまりにも違っていたため、何故かと疑問に思った。 ・設計条件の内訳等がなかったからではないかということについては、理解した。 ・しかしながら、大きな金額の差があることから疑念が強く残る。 ・（応札する）業者がわかりやすいような説明を最初から示さなければ、今回のようなことが起こりうるものであると理解した。 ・（低い金額での応札者に対して）コストがかからないのか？と疑問に感じているがどうか。 ・仮に、5割程度の安価な受注でも、業者は利益があるのか。 <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質的には設計の4割程度が、人件費ではないかと思われる。 通常、測量設計は直接人件費の2～2.5倍程度が設計金額ではないか。 ・今回の設計がどのような歩掛りであったのか、配布した縦覧設計書がどのようなものであったのか検証をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、入札執行後において、参加者からの疑義や問い合わせなどもなく、担当課において設計図書の再確認も行ったが、違算等はなかった。 ・しかしながら、今回の入札結果を踏まえ、今後は応札者間で齟齬が出ないように、簡潔・明瞭な設計図書の作成に努めなければならないと考えている。 <ul style="list-style-type: none"> ・以前、最低制限価格を設定していなかった時には今回のような状況があった。 ・実質的には役務（人件費）だけであるため、履行は可能である。 <ul style="list-style-type: none"> ・承知した。
---	---

3. 質疑案件

(1) 総合評価方式の変更・試行が行われている様だが、布津漁港農山漁村交付金工事（その2）の落札者は従前の方法では失格となっていると思われるが、変更方法をどう評価しているか。

(委員)

・「履行確実性評価価格制度」を開始したのはいつからか。

(委員)

・長崎県も今年度から開始したのか。

・これまでも、総合評価であるのに、最低制限価格によって失格となるのはおかしいのではないかと感じていた。

今回の新方式は内容が充実してきたのではないかと考えている。

・「変更方法の評価」について

以前の総合評価落札方式で実施した場合、委員ご指摘のとおり失格となっていたが、履行確実性評価方式に変更したことにより、「失格」とはならず「履行確実性が低下する」とし、評価値を算出式に反映させる決定方法へと変更している。

・本来、総合評価落札方式は「技術力と入札価格を一体として評価する」ものであり、「最低制限価格制度は総合評価の性質上適用できない」と国等からの通知があったため、新制度を導入した経緯がある。

・これにより、高得点でありながら最低制限価格による「失格」となっていた業者も評価値が低減するのみとなり、本来の総合評価落札方式の趣旨に即した、より良い制度へと改善しつつあると評価している。

(事務局)

・本年度（H30）からである。

・そうである。

・評価値が僅差であることから、今後については評価項目を増やすなどの検討も必要ではないかと考えている。

・これまで、年間2件程度を実施してきたが、建設業協会の要望などもあり、本年度は5件を実施する予定である。

(2) 西有家小学校空調整備工事～有馬小学校空調整備工事（の5件）は類似工事か？
入札の進め方を伺いたい。

（委員）

・（落札候補者等の）告知はどのような方法で行っているのか。

・西有家小学校空調整備工事から有馬小学校空調整備工事の5件は、類似工事として実施している。

・類似工事とは、同一日において開札を行う工事で、同種の発注工事であり、想定される入札参加者が概ね同一である工事を対象に、南島原市競争参加資格委員会又は建設工事指名審査委員会が選定している工事である。

・類似工事として設定する案件については、金額が高い案件から順番で設定し、複数の案件において落札候補第1位となった場合においても、工事案件を選ぶことはできない。

・入札の進め方について（電子入札の場合）

① 開札後、予定価格を告知し、設計違算に関する疑義申立の対応期間を経る必要があるため、入札の執行を保留。

② 保留の解除後、有効入札をした者のうち最低価格を提示した者を落札候補者として決定し告知する。ただし、その者が当該工事より開札順位の早い類似工事で落札候補者となっている場合は、次順位者を落札候補者として決定し告知する。

③ 落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、落札候補者が競争参加資格審査申請書を市へ提出し、提出期限の日の翌日から起算して3日以内に審査し落札者を決定している。

（事務局）

・システムにより行っている。

(3) 建築工事で不落が多く見受けられるが原因として考えられるのは？

- ・ 今回の抽出対象案件のうち、建築工事2件が「不落」となっているが、どちらも同じ案件が不落となったもの。
- ・ 不落の原因については、「審議案件6」で説明したとおり。
- ・ これまで、不落の要因のひとつとなっていた「官民の積算金額の乖離」については、当委員会より改善へ向けてのご提言をいただきことを踏まえ、あらたに「公共建築工事（建築・電気・機械）における積算情報の公表について」を定め、不落防止対策に取り組んでいるところである。
今後においても、委員の皆様にお諮りしながら、引き続き、取り組んでまいりたいと考えている。

4. その他

(事務局)

- ・ 今期（H29～30年度）の成果をまとめ、3月末に市長へ「提言書」を提出する予定。

5. 閉会

(委員長)

これもちまして、平成30年度第2回南島原市入札監視委員会を閉会いたします。